

# 青森県報

第千八百三十三号

令和八年  
六月二十六日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障 祉 が 課 い) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………( 同 ) ……一
- 保安林の指定解除予定……………( 林 政 課 ) ……二
- 右 同……………( 同 ) ……二

### 公 告

- 令和七年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表……………(資 源 循 環 推 進 課) ……二
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(農 林 水 産 政 策 課) ……四

### 正 誤

- 令和七年六月三十日号外第五十七号公告中……………(総務文書課) ……四
- 右 同……………( 同 ) ……五

## 告 示

### 青森県告示第百八十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行

う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和八年六月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
株式会社笑里	居宅介護	弘前市大字桜ヶ丘二丁目二二の四	令和八・七・一
株式会社笑里	重度訪問介護	弘前市大字桜ヶ丘二丁目二二の四	〃

### 青森県告示第百八十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和八年六月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
特定非営利活動法人愛心会	共同生活援助	弘前市大字川先二丁目二の九	令和八・六・三〇

青森県告示第百八十四号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和八年六月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 解除予定保安林の所在場所

東通村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 保安林を解除しようとする理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百八十五号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和八年六月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 解除予定保安林の所在場所

東津軽郡平内町大字稲生字稲生二九の四三、二九の四四

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 保安林を解除しようとする理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備

え置いて縦覧に供する。）

公 告

令和七年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第七十九号）第十一条の規定により、令和七年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況を次のとおり公表する。

令和八年六月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 協議の件数

1 事前協議 五百七十七件

2 協議内容の変更の協議 十三件

二 県外産業廃棄物の種類及び量

種 類	量
燃え殻	五、三七八トン
汚泥	三九、三五八トン
廃油	三二二トン
廃酸	一、四三九トン
廃アルカリ	三、六四一トン
廃プラスチック類	八、七二二トン
紙くず	〇トン

燃え殻及びばいじんの混合物	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず等、鉱さい、がれき類及びばいじんの混合物	九、〇五六トン
燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず等、鉱さい、がれき類及びばいじんの混合物	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず等、鉱さい、がれき類及びばいじんの混合物	一〇、〇五八トン
廃石綿等	廃石綿等	三五七トン
ポリ塩化ビフェニル汚染物	ポリ塩化ビフェニル汚染物	一〇九トン
廃ポリ塩化ビフェニル等	廃ポリ塩化ビフェニル等	一トン
感染性産業廃棄物	感染性産業廃棄物	九一〇トン
特定の施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの（以下「ばいじん」という。）	特定の施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの（以下「ばいじん」という。）	一二一、四八三トン
動物の死体	動物の死体	三、八二二トン
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「がれき類」という。）	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「がれき類」という。）	七、六六四トン
鉱さい	鉱さい	七、七四八トン
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（以下「ガラスくず等」という。）	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（以下「ガラスくず等」という。）	一、五五五トン
金属くず	金属くず	四九トン
と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	九一三トン
食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（以下「動植物性残さ」という。）	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（以下「動植物性残さ」という。）	五一〇トン
繊維くず	繊維くず	一トン
木くず	木くず	九五四トン

汚泥及び廃油の混合物	汚泥及び廃油の混合物	九一七トン
汚泥及び廃プラスチック類の混合物	汚泥及び廃プラスチック類の混合物	一二二トン
汚泥、廃プラスチック類及び金属くずの混合物	汚泥、廃プラスチック類及び金属くずの混合物	六六トン
汚泥及び金属くずの混合物	汚泥及び金属くずの混合物	四トン
汚泥及びガラスくず等の混合物	汚泥及びガラスくず等の混合物	一〇トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くずの混合物	廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くずの混合物	一、一八二トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず及びガラスくず等の混合物	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず及びガラスくず等の混合物	九、〇四二トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等及びがれき類の混合物	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等及びがれき類の混合物	二五〇トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等及びがれき類の混合物	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等及びがれき類の混合物	一、二六七トン
廃プラスチック類、紙くず及び金属くずの混合物	廃プラスチック類、紙くず及び金属くずの混合物	八四トン
廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず及びガラスくず等の混合物	廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず及びガラスくず等の混合物	一七七トン
廃プラスチック類及び金属くずの混合物	廃プラスチック類及び金属くずの混合物	五〇九トン
廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等の混合物	廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等の混合物	三〇、九四五トン
廃プラスチック類及びガラスくず等の混合物	廃プラスチック類及びガラスくず等の混合物	三三五トン
紙くず及び金属くずの混合物	紙くず及び金属くずの混合物	一二トン
金属くず及びガラスくず等の混合物	金属くず及びガラスくず等の混合物	三一六トン
ガラスくず等及びがれき類の混合物	ガラスくず等及びがれき類の混合物	七七トン
合 計	合 計	二六九、二四五トン

三 協定の締結の件数  
五百七十七件

四 環境保全協力金の額  
二千二百三十一万六百元

五 環境保全協力金の使途  
県外産業廃棄物等適正処理推進事業費（県外産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るために行う事前協議、監視、指導等に要する経費）  
不法投棄防止対策事業費（不法投棄防止対策のために行う監視、指導等に要する経費）

~~~~~

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年六月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 物品等の名称及び数量  
青森県農林水産部車両 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県農林水産部農林水産政策課  
青森市長島一丁目の一

三 契約の方法  
一般競争入札

四 落札者を決定した日  
令和八年五月二十八日

五 落札者の名称及び住所  
株式会社トヨタレンタリース青森  
青森市新田三丁目六の四

六 落札金額  
九千九百二十三万七千六百元

七 落札者を決定した手続  
賃貸借に要求する仕様が満たされていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日  
令和八年四月十七日

正 誤

総務文書課

|                            |          |                |         |            |          |          |          |          |          |            |             |    |          |          |    |            |            |             |    |          |          |          |            |            |             |    |          |          |    |            |            |
|----------------------------|----------|----------------|---------|------------|----------|----------|----------|----------|----------|------------|-------------|----|----------|----------|----|------------|------------|-------------|----|----------|----------|----------|------------|------------|-------------|----|----------|----------|----|------------|------------|
| 発行年月日<br>令和七・六三〇<br>号外第五七号 | 区分<br>公告 | ジページ<br>一<br>下 | 行<br>表中 | 誤          |          |          |          |          |          |            |             |    |          |          |    | 正          |            |             |    |          |          |          |            |            |             |    |          |          |    |            |            |
|                            |          | 二<br>上         |         | 処理の状況(件)   |          |          |          |          |          | 処理の状況(件)   |             |    |          |          |    | 処理の状況(件)   |            |             |    |          |          | 処理の状況(件) |            |            |             |    |          |          |    |            |            |
|                            |          |                |         | 件数         | 客認       | 一部客認     | 棄却       | 却下       | 取下げ      | 審理中        | 件数          | 客認 | 一部客認     | 棄却       | 却下 | 取下げ        | 審理中        | 件数          | 客認 | 一部客認     | 棄却       | 却下       | 取下げ        | 審理中        | 件数          | 客認 | 一部客認     | 棄却       | 却下 | 取下げ        | 審理中        |
|                            |          |                |         | 9<br>(118) | 0<br>(0) | 0<br>(2) | 5<br>(3) | 0<br>(0) | 2<br>(0) | 2<br>(113) | 10<br>(118) | 0  | 0<br>(2) | 5<br>(3) | 0  | 2<br>(113) | 3<br>(113) | 10<br>(118) | 0  | 0<br>(2) | 5<br>(3) | 0        | 2<br>(113) | 3<br>(113) | 10<br>(118) | 0  | 0<br>(2) | 5<br>(3) | 0  | 2<br>(113) | 3<br>(113) |



(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付二十四円九十五銭